

～遺失物法施行規則の改正概要～

■デジタル身分証の提示を含む本人確認方法の多様化（規則第20条及び第37条関係）

警察署長又は特例施設占有者が、提出を受けた物件又は保管している物件を遺失者に返還する際、返還を求める者から氏名等を証するに足りる書面の提示を受けることとされているが、**デジタル身分証の提示を受ける方法又はカード代替電磁的記録の送信を受けるなどの方法でもよいこととする。**

※ 権利取得者に対する引渡しについても同様

■氏名等告知の同意に係る書面規定の廃止（規則第35条関係）

特例施設占有者が、拾得者に対して氏名等告知の同意の有無をあらかじめ確認する方法について、書面によらない方法もよいこととする。

■通知のデジタル化（規則第35条関係）

特例施設占有者は、遺失者が判明しない場合において、権利取得者に対する必要な事項の通知を、当該事項を記載した書面をあらかじめ交付することにより当該通知に代えることができるとされているが、**当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をあらかじめ提供する方法でもよいこととする。**

■受領書のデジタル化（規則第37条関係）

特例施設占有者が保管物件を遺失者に返還する際、受領書と引換えに行うこととされているが、当該引換えを、**受領書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供により行うことができることとする。**

※ 権利取得者に対する引渡しについても同様